

十八世紀中葉ロシアにおける

労働力市場の性格について

荒 武 鉄 郎

【要約】 この論文は十八世紀二〇～六〇年代でのロシア輕工業の發展を農民の都市（モスクワ）進出並びにそれと関連する労働力市場の形成の面から考察したものである。

この時期には、すでにかかなりの農民出身雇傭労働者が輕工業マニユファクチュアに出現し、かつ、農民ブルジョアジーの抬頭も見受けられるのであるが、反面において、工場で働く自由雇傭労働者の多くが同時に貢租農民として土地及び農奴制との強いつながりをもっていたことによつて、彼らは工場での恒常的な労働力としての役割をはたしえなかつた。

かくて十九世紀後半の農民解放に至るまでのしばらくの間、農奴制的隷屬下にある強制労働者が、工場での基幹労働者としての過渡的な役割をになうにいたる必然性がでてくる。

ここでとりあげる十八世紀二〇～六〇年代の時期は近年見られるのであり、このロシア・マニユファクチュア發展ソ連邦でのマニユファクチュア論争の焦点となつた時期である。すなわち、二〇～三〇年代までのロシア・マニユファクチュアの労働者の多くは自由雇傭労働者であつたが、三〇年代末頃から次第に農奴的強制労働者の比重が強まり、ついで十八世紀後半に至つて再び自由雇傭労働者の増加がうもつていないが、当該時期での労働力市場の形成の事情

見られるのであり、このロシア・マニユファクチュア發展のジグザグなコース、さらにはこの間に生れた農奴労働を使用するマニユファクチュアの性格の解明をめぐつて論争が今日なお、展開されているのである。

この論文は直接にマニユファクチュア論争をとりあつかうものではないが、当該時期での労働力市場の形成の事情

を、当時のロシア軽工業の一大中心・モスクワへの近郊農民の進出の実態の分析を通じて明らかにしていくことによつて、後日の論争史整理に際して一つの参考資料を提供しようとするものである。

一

はじめに、十八世紀の三〇年代末での農民のモスクワ進出の状況を雇傭労働者について見ていこう。一七三七—一七四〇年、モスクワの35の軽工業マニファクチュアで働いていた労働者五六五二人の中で記録の残っている者五三五人（うち、織物工業五〇三四人）についていえば、^①ここでは農民の比重が小さいのに対して（一六〇〇人、二九・九％）、非農業的住民の比重が大きいたことが特徴的である〔都市商工区住民一四八五人（二七・七％）、兵士の子一二三〇人（二三・〇％）、職工の子、世襲労働者五一〇人（九・五％）合計三二二五人（六〇・二％）〕。

農民出身者の中では修道院領農民及び皇室領農民がそれぞれ七九七人（農民の四九・八％）、四八二人（三〇・一％）と大きな比重を占めているが、このことはこの両者が十八

世紀前半の時期に多く貨幣貢租を負担する方向に移行しつゝあつたことと関連がある。^①なお、とくに皇室領農民に関しては、その数がロシアの全農民の中ではすくないものであつたとしても（一七二四年、男性納税農民五四〇—〇四二人の中で四一五〇八六人、七・五％）、^②地主領農民と比べて若干の身分的自由を保持していたこと、および工業地域に集中していたこと（一七二四年当時モスクワ県に七三四六九人、一七・七％、ニージュ・ゴルド県に一〇〇三九七人、二四（二％））によつて、この時期での進出状況は顕著なものとなつている。他方、地主領農民に関しては目下のところは、一九九人（一八・七％）にとどまるが、こののち貨幣貢租の普及にともない、工業その他への進出の度合いを強めていくであろう。^③その他、工業労働力の不足の解決のために国税納入分に相当する労働量を工場において働く「登録された」者（農民）は麻工業に二二人（〇・四％）いたにすぎない。

以上のことから、三〇年代末ではモスクワの軽工業マニファクチュアの労働力は都市住民に依存するところ大であり、農民はその後の時期におけるほど大きな役割をはたしてはなかつたということができよう。

- ① この時期のキスタフ軽工業での労働者構成についての資料は A. П. Дрошенко, *рабочая сила в указной легкой промышленности Москвы в 1730-1760 гг.*, *История СССР*, 1958, 5, стр. 146~147 を参照せよ。
- ② *Очерки истории СССР*, 17 в., АН СССР Москва, 1955, стр. 201-002. *Российские города (многоликий город)* (と商工区)の二つの部分からなる。商工区住民は商工業などの営業に従事すると同時に国税納入の義務を負う。
- ③ Ф. Я. Подьянский. *Первоначальное накопление капитала в России*, Москва, 1958, стр. 162-163. 退役した兵士はしばしば工場で働いていたが、ここではその子弟をさす。
- ④ П. К. Агфериenco. *Крестьянское движение и крестьянский вопрос в России в 30-50-годах 18 века*, Москва, 1958, стр. 224, 259 и 175.
- ⑤ С. И. Волков. *Крестьяне дворянских поместий в середине 18 в.*, Москва, 1959, стр. 15.
- ⑥ С. И. Волков. *указ. соч.*, стр. 180, 183. たとえば皇室領管理人の悪行に対しては嘆願書を出す権利が認められていたが、この場合、嘆願書が全員によつて署名され、その署名が其実のものであるならば、当該管理人は直ちに免職されることになつてゐた。
- ⑦ С. И. Волков. *указ. соч.*, стр. 16.
- ⑧ Н. Л. Рубинштейн. *Сельское хозяйство России во второй половине 18 в.*, Москва, 1957, стр. 128.

次に前述の雇傭労働者としての農民の進出状態の実際的な比重を明らかにするために、農民の都市(モスクワ)進出の今一つの形態である手工業ギルドへの参加の状態を見ていく必要がある。

ロシアの都市手工業ギルドはビョートル一世のもとで絶対主義の工業規制の一環として一七二二年に創設されたものである。ここでとりあげるモスクワの手工業ギルドへの農民の加入状況について見ていくと、一七二二～二六年の総加入者六八八五人の中で三一八九人(四六・三%)、一七二六～三一年では八五六六人中で三九二〇人(四五・八%)と、かなりの多数を占めている。④とここで職業数は一七二二～二六年の場合、一五二種類にもなるが、同一職業について手工業者一人のものが一九(二・五%)、二人のものが二六(一七・二%)、五人以上のものが六四(四二・二%)であり、一〇〇人以上のものは一四(〇・九%)を占めたにすぎず、当時の手工業ギルドの弱体なことをものがたつてゐる(とくにこの頃にモスクワで発達したマニユファクチュア部門(ラシヤ・絹)に対応する手工業部門ではそれぞれ一〇人以上の手工業者がいた程度にとどまつてゐる)。

このことを、モスクワの手工業ギルドの中での農民出身者の職業構成の面から考察すると次の通りになる。すなわち、農民が多数存在していた職業は、円弧形白パン焼（一八六人の中で二七八人）、パン焼き（二二三人の中で二二二人）、酒保商人（二二五人の中で二〇一人）、クヴァス^⑤づくり（七八八人の中で七四人）、大麻油づくり（四一人の中で三八人）、クラシェニーナ織り（二〇一人の中で一四二人）、大工（一五〇人の中で一一四人）、石工（一三九人の中で九〇人）などで、これらはいずれも農村家内工業をそのまま都市にもち込んだ感がつよく、一方、鉄、および高価な原料の加工に従事する手工業者の中には農民はほとんど見当らないのである。これに対して都市住民の場合、ここでモスクワ出身の商工区住民七五八人（一一・〇％）を例にとると、牛皮精製業一八人、銀細工師五四人、つば付帽子製造業四二人、つばなし帽子製造業三八人、裁縫業三七人、モール製造業一五人、指物師一九人などが過半数以上を占め、その多くが長期間の修練を必要とする職業であつた。

かくて、十八世紀二〇～三〇年代にあつては、都市に進出した農民がまだ独立生産者として都市住民に對抗するに

ただけの力をもつていたらず、さらには、当時、農村において手工業・とくに織物工業がすでに一定の発達をとげていたにしても、^④なお、農民の技術は都市工業（とくにマニユファクチュア）^⑤のそれに比して低次の段階にあつたことが当然に推測できる（このことは一七一五年、ピョートル二世が勅令をもつて、外国市場での競争の必要上、これまで農民が小幅の麻織物をつくつていたのを、広幅のものにかえるようにと命令して結局はその実現を見なかつた事実^⑥に端的に示されている）。

かくて、第一に軽工業マニユファクチュアでの雇傭労働者、第二に小生産者ギルド手工業者の形での農民の都市進出は、十八世紀三〇年代末では、まだ大きな力を發揮するにはいたつていないが、この後の工業の発展の時期において、農民は雇傭労働者の主要部分を占め、それと同時に農民ブルジョアジーもまた出現するにいたる。そしてこの動きの根柢にあるのは直接生産者の生産手段からの分離の傾向である。そこで、一応ここでは三〇年代末までの時期における労働力市場の深さ（直接生産者の生産手段からの分離の度合い）の問題にもふれておきたい。

ここで再びさきの一七三七～四〇年でのモスクワ軽工業

労働者についての資料を検討してみたい。^⑦ まず労働者が工場にやつてくる以前、いかなる職業に従事していたかを見ていくと、不明者一四一三人をのぞく四三三九人の中で、経済的独立を保持していた者は「手工業に従事していた者」七五人（一・七％）、「商業に従事していた者」九八人（二・三％）、「農民であつた者」三六人（〇・八％）で合計二〇九人（四・八％）にすぎない。また、すでに生産手段を失つていたと思われる者は「乞食をしていた者」九二九人（二・九％）、「雇われて働いていた者」九一九人（二・六％）、「マニユファクチュアで働いていた者」六四一人（一五・一％）、「色々な仕事に従事していた者」二二〇人（四・九％）で合計二六九九人（六三・五％）を占めているのである。

さらに、「親のもとにいた者」は二一九七人（三〇・六％）に達するが、これはその他の資料と照合すると、明らかに年少者をさすものと思われる（「イェ・イ・シオゼルスカヤは一七三七～三八年のマニユファクチュア労働者六九九二人について一歳以下が一一九三人（三三・一％）、一二～一四歳が八二四人（二二・二％）」という数字を出してゐる）。このグループについては、すでに彼らの父自身が自己のかつ

ての生活手段を失つてしまつていような場合もあることを注意する必要がある。すなわち、スズダリ市の商工区住民アンドレイ・シエルコフニコフ（一四歳）のように、彼の父が「幼時に」モスクワへ「去つて」、今日まで施し物で生活してきている、といった例がこれにあたる。^⑧

以上の考察から分るように、十八世紀三〇年代末の時期ではすでに労働者の身分的所屬とその現実の状態との間に一定の遊離が存在していたのであり、この時期のマニユファクチュアの労働者の基本部分はかなり程度にプロレタリア化した分子によつて占められていたということができよう。

① Ф. Я. Поздникін. Народное ремесло и мануфактура в России 18 в., Москва, 1960, стр. 105-107. ロシアの手工業ギルドは西欧のそれと異なつて、自治、独占、特権などは認められておらず、この点、政府の徴税機構の一部という感がつよい。

② И. В. Мещанин. Морянки по источни крестьянской промышленности, том 2, Москва-Ленинград 1950, стр. 54-56.

③ クワースは麦芽・水及び色々な殺物からつくるロシア人常用の清涼飲料。クラシエニナは染色した田舎風の粗亜麻布。

④ П. К. Аветьянцо. указ. соч., стр. 416-417. 十八世紀三〇～四〇年代のモスクワ県では木材加工（荷馬車・車輪・容器の製

造・製材他）、金属加工（錫・金細工・鍛治・斧・鎌などの製造他）、皮革生産（靴・羊皮など）、煉瓦生産、陶器づくり、石工、暖爐づくりなどが発展してゐた。

⑤ Очерки истории СССР, 18 в. вторая четверть, стр. 117-119. 十八世紀三〇年代では、マニファクチュアでの製品が劣悪であるといわれてきたが（主に外国人によつて）、今日のソ連学界ではこれに対して否定的な見解をもつてゐる。

⑥ И. В. Миналин. Материалы по истории крестьянской промышленности, том. 2, стр. 13-53.

⑦ А. П. Дюроунко, указ. соч., стр. 147-148.

⑧ Очерки истории СССР, 18 в. вторая четверть, стр. 141.

⑨ Е. И. Завозерская. Ветство и отход в первой половине 18 в., сборник статей "К вопросу о первоначальном накоплении в России 17-18 вв.", Москва, 1958, стр. 176-177. Заоセルスカヤがあげた労働者十二人の中で五人がこの例に該当する。

二

さて、三〇年代以後の時期においては後述するように農民のモスクワへの進出がようやく顕著になつてくるのであるが、ここでは、この問題にふれる前に、農民を都市（一般的には非農業的営業）にかりたてた農村の事情を簡単に説明しておこう。この場合、今日のソ連邦学会において

モスクワを中心とする中央工業地帯については充分研究が進んでいないので、^①ここではその都市進出が顕著であつたモスクワ近郊皇室領農村に重点をおいて以下の考察をおこなうことにする（一七三〇年代末と一六〇年代末のモスクワ輕工業マニファクチュアでの出身地を確認し得る農民出身雇傭労働者四八一七人の中で二六八五人が、皇室領農民出身者の場合八七八人の中で七〇三人までモスクワ郡から来ている^②）。

こゝは、モスクワの周辺からその北方・東北方にかけて農耕には不適なポドゾル（灰白土^③）からなる非黒土地帯の中にあり、その土地については一七六〇年にゲスリツカヤ郷の農民達が、彼らにとつて「役に立つ土地は、たとえ存在したにせよ、ごくわずか」であり、土地の大部分が「砂地・苔の生えた場所・沼沢地」であるといつてゐる。^④

また、気候は、今日のモスクワの場合、年平均気温摂氏三・七度、とくに夏の低温（六月一六・〇度、七月一八・三度、八月一五・八度）が特徴的である。^⑤

こうした自然条件のもとで農耕を行うためには、次の点が必要とされた。第一に、土地を深く耕すために役畜四頭曳きの犁をもつこと、^⑥第二に、耕地一デシャターナ（一・

戸の分類	戸		馬	
	数	%	数	%
馬なしの戸	27	21.5	—	—
1頭の戸	48	38.8	48	28.0
2頭の戸	34	26.2	68	39.8
3~4頭の戸	17	13.5	55	32.2
合計	126	100	171	100

○九二ヘクタール）につき役畜六頭による施肥を行うこと^①、を要したのであり、後者の条件については、一圃一デシャチーナ、三圃制度のもとで三デシャチーナの農家に役畜が一頭の場合には、六年に一度だけ各圃に施肥できないことになる。なお、ここでは、当時の農家の自立し得る規準が男子一人あたり二デシャチーナ（各戸八デシャチーナ）とされていたことも注意しておこう。

これらの規準にてらして、モスクワ近郊皇室領農村の実態を検討してみると、この地域での著しい土地不足が目につく。すなわち、ここでは、十八世紀前半で男子一人あたり一圃につき○・八〜一デシャチーナ（一戸あたり、三〜三・八デシャチーナ）とされていた^②。

さらに役畜保有頭数については、モスクワ近郊皇室領ネクリュードヴォ村、ヴォルインスコエ村、アレクセーエフスコエ村、グリーンキ村での馬の保有状況を例にとれば表に示す通りである。全体とし

て馬の保有頭数が少なく、とくに馬をもたない戸が二一・五％にものぼる。牛の保有状況についてはもつと事情が悪く、一二六戸の中で六五戸（五一・五％）が全く牛を持たず、三〜四頭の牛を保有する戸は十二（九・四％）にすぎない。一七三四年についてのより包括的な資料によつても四三八四戸の中で、なんらの家畜をもたない戸は六二八（二四・五％）であつた^③。また、以上の土地享有並びに家畜保有の状況から推測がつくように、ここでは土地を浅くしか耕せない一頭曳きの鋤が一般に使用されていたのである^④。

作物	面積 (デシャチーナ)	播種量 (チュエトヴェルチ)	収穫率 (チュエトヴェルチ)	収穫率
ライ麦	15	30	40	1.3
燕麥	15	45	55	1.2
そば	10	20	40	2.0

1チュエトヴェルチ=209.21リットル

かくて、当時のモスクワ近郊皇室領農村にあつては多くの農家がすでに農業においては地力を維持することすら困難な状態にあつたのであり、このことは収穫率（播種量に対する収穫量の比）に端的に示されている。前表は一七六七年、モスクワ郡皇室領アレクセーエフスコエ村の場合につ

いてであるが、この低い収穫率は、当時にあつては決して例外的ではなく、今日のソ連邦学会でも、十八世紀の収穫率を二・三と見ている。^⑩ それでは、皇室領農民の生活にとつて租税・貢租がどのくらいの重荷となつていたかであろうか。

まず農民の負担は次の三つに大別される。

(一) 貨幣貢租

一七二四年には四〇コペイカ、一七五五年―一ループリ(一〇〇コペイカ)、一七六二年―一ループリ二五コペイカ、一七六八年―二ループリと増加して行つた。^⑪

(二) 人頭税

一七二五年に七〇コペイカ、一七六〇年以後一ループリ三〇コペイカとなる。^⑫

(三) 若干の現物地代及び雑役。^⑬

そこでアレクセーエフスコエ村の場合を考えて見よう。

ここではライ麦が十五デシヤチーナから四〇チェトヴェルチ収穫されたのであるから、各デシヤチーナにつき二・七チェトヴェルチとなる。一戸あたり三・八デシヤチーナ、全部の耕地にライ麦を播種したと仮定すると、一戸あたり

の収量は一〇・三チェトヴェルチとなる。当時の一戸あたりの人数を男三・八人、男女で七・六人と考えた場合、この殆んどが自給食料に充當され、余剰はきわめて僅少と思われるのである。一方、一七六七年モスクワ郡でのライ麦価格は一チェトヴェルチあたり二ループル八〇コペイカであつたことを併せ考えて見た場合、最もよく土地を保証されているグループでさえ、人頭税・貨幣貢租の負担(一七六二年では二ループリ五五コペイカ、一七六九年―三ループリ三〇コペイカ)は辛うじて堪えうる程度のものであつたと推定されるのである。ましてや一般の農民にとつては農業だけから生活費・租税分を稼ぐことは決して容易なことではなかつたのであり、十八世紀前半、工場主が官庁に提出した書類の中で、農民が工場にやつて来た動機として、多く「自分自身の労働力によつて生活するために」とか、「人頭税及び皇室領貢租を支払うために」などがあげられているのが、この点に由来するものであることは想像に難くないところである。

これらのすべては十八世紀前半における皇室領農民の減少の傾向に明確に表現されている。^⑭ すなわち、一七二四年

当時のモスクワ県皇室領農民、七三四六九人（男）は一七三四年では六一一九五人に、つまり一〇年間に一二二七四人（一六・七％）の減少を見るのである。減少人口の内容を一七二四年当時の人口について見ていくと、死亡者二三〇八二人（三一・四％）、逃亡者六〇四五人（八・二％）、これに兵役二九一八人（三・九％）、よそに移された者四一八人（〇・五％）など、喪失人口は実に三二四六三人（四三・八％）にも達する。加うるに、のこる四一〇〇六人の中で三四三六人（八・六％）は老衰者であつた。そしてまた死者・逃亡者・老衰者が、かくも多数存在していたということは、納税人口調査の際に登録された人数分だけは、次の人口調査に至る間、連帯責任で納税しなければならなかつたという事情と相まつて農民の負担を一層重いものとして行つたのである。

結論としていえば、モスクワ近郊皇室領農村では、きびしい自然条件、土地・家畜の不十分な保有といった事情のもとにあつて、農業だけに依存して生計を営むことは困難であつた。この点に、すでに貨幣貢租制度に移行せざるをえない現実的基盤が存在していたのであり、さらにモスク

ワという一大工業中心地を近くに控えているという条件のもとで、農民の非農業的営業への進出が、今後いちじるしいものとなつて行くのである。

① В. В. Кафенгауз. Некоторые вопросы генезиса капитализма в России, сборник статей "Вопросы генезиса капитализма в России", Ленинград, 1960, стр. 8-9.

② А. П. Дорошенко. указ. соч., стр. 166.

③ И. С. Бейр. Пирода СССР, Москва, 1955, стр. 71-72. *
 ドンルは、上部は腐植土による灰色の層、真中が白い砂まじりの沖積土、下層が黄褐色の粘土のまじつた酸性土壌である。

④ С. И. Волков. указ. соч., стр. 36.

⑤ И. С. Бейр. указ. соч., стр. 66-68.

⑥ Очерки истории СССР, 18 в. вторая четверть, стр. 38-39.

⑦ Там же, стр. 40-41.

⑧ С. И. Волков. указ. соч., стр. 22.

⑨ Там же, стр. 22. ⑩ Там же, стр. 38.

⑪ Там же. ⑫ Там же, стр. 40.

⑬ Очерки истории СССР, 18 в. вторая четверть, стр. 38-39.

⑭ С. И. Волков. указ. соч., стр. 226.

⑮ Н. Я. Рубинштейн. Сельское хозяйство России во второй половине 18 в., стр. 454, 456, 458.

⑯ С. И. Волков. указ. соч., стр. 87, 96. ⑰ Там же.

⑱ Там же, стр. 106-107. 現物地代は薪・食料納入、雑役は輸

送・橋修理・乾草納入・雪掃除などの義務をさす。

⑱ С. И. Волков. указ. соч., стр. 19.

⑳ Н. Л. Рубинштейн. указ. соч., стр. 470.

㉑ И. В. Меланин. Текстильная промышленность крестьян Московской губернии в 18 и первой половине 19 века. Москва—Ленинград, 1950. стр. 46.

㉒ С. И. Волков. указ. соч., стр. 20—21.

ところで農民が非農業的營業に転ずる場合、農奴制が強固に支配した当時にあつては、決して坦々たる道を辿りえなかつた。まず、地主は自己の經濟的基盤である農民を把握しえなくなること恐れて、農民の出稼ぎを極度に抑えようとつとめて、出稼ぎに対しては期限つきの旅券を交付して農民の移動を制限したのも、この例にあたる。①。事実、出稼ぎが逃亡に転化した例もまた稀ではなく、中にはモスクワに三〇年もとどまつていたような場合もあつたのである。

政府自身もまた、十八世紀初頭以来、バルト海・黒海進出・都市・大工業建設などの課題を抱えていることから、農民を自己の財政的・軍事的基礎としてしつかりと把握することを意図したのであり、②この点から農民の出稼ぎと逃亡

に対しては深刻な関心をもつていた。十八世紀初頭に至るまでの課税の基本単位は戸ドворであつて家族員の構成が第一義的な意味をもたなかつたのに対して、一七二三年の人頭税実施はむしろ住民の一人一人を国家権力によつて把握しようとするものであつた。③そしてこのことは各人に一定の住地を考へてはじめて実施が可能なのであり、したがつて人頭税実施以前のいわば相対的な自由が失われて、ここに農奴制を徹底させようとするものともなつた。かくて政府は幾回もの法令でもつて、地主が農奴・奴婢の戸籍を隠匿せず届出ることを義務として規定し、違反に対しては体刑・領地没収・罰金などの処分を行う旨、警告を發してゐる。④

とくに工業については、この当時、大工場が農民の逃亡に際しての避難所になつていたという事情から、政府は工場への雇傭者が監督官庁からの証明書を持参すること、かかる証明書をもたない者を工場に入れないことを要求してゐたのであるが、このことは労働力不足に苦しむマニユファクチュア主の不满をよびおこすに至つたのである。⑤

この中にあつて、政府の態度には矛盾した面が見られる。

すなわち、政府は十八世紀の二〇〇～五〇年代にかけて農民の営業進出への圧迫を強化していく一方、マニユファクチュア主の利益をも無視できず、事実上は逃亡者を雇傭労働者としておいておくことを黙認せざるをえなかつたのである^⑦。政府自身もまた、その建設事業（要塞・都市・工場・運河）に多くの労働者を必要とするような場合には農民の参加を奨励している^⑧。

このように、政府の財政的関心（人頭税）、地主の農民把握強化への志向、さらにはマニユファクチュア主の労働力不足の事情に制約されて政府の態度が動揺を重ねている間に、農民の非農業的営業への進出は、それが農村での貧困に規定されている限りにおいて、その発展は不可避となり、出稼ぎと逃亡は増大の傾向を辿る。

こうした農民の動向を背景にして、地主は一方では農民の非農業的営業に対して一面危惧の念をもちつつも、次第にこれを是認する方向をとつていくのであり、それは結局のところ、地主が自己の収入源を多く農民の非農業的営業に依拠しようとする方向への態度変更をせまるものであつた。この中で政府自身もまた六〇〇～七〇年代において、農

民の工業の自由を認めるに至る（後述）。

- ① Очерки истории СССР, 18 в. вторая четверть, стр. 75-76.
 ② С. И. Волков. Указ. соч., стр. 53. Иксмайерово村的農民一〇六人は一七一八～一七二三年にマロ・ヤロスラフ郡にあるゴンチャロフの帆布・木綿・麻布工場に赴いたが、期限がすぎても帰らず、一七三六年まで、そこにとどまつていた。またモスクワの入口にあるフシエスヴァトスキー橋のもとに車修理工場をつくつた農民は一七四四年以来三〇年間もそこにとどまつていた。

- ③ Очерки истории СССР, 18 в. первая четверть, стр. 164-165, 391. 一七〇五年には二〇戸につき一人、一七二一年—四〇戸につき一人、一七二五年には七五戸から一人の割合で兵士が徵募された。各建設事業には主に農民が使役され、たとえば一七〇四年からハテルブルグの建設には、三回にわたつて四万人が働いていた。なお、一七二四年の国庫収入の中で直接税（主に人頭税）が五五・五%を占めていた。

- ④ П. И. Клепачо. История народного хозяйства СССР, том 1, Москва, 1952, стр. 361. 一七二三年の法令においては国有地農民・皇室領農民だけでなく、地主領農民、さらには地主の僕婢に至るまで人頭税を課したのであり、このために納税人口調査を定期的に行なうことを決定したのであつた。

- ⑤ Е. И. Заозерская. Барство и окход в петров полковне 18 в., стр. 166.

- ⑥ Очерки истории СССР, 18 в. в. вторая четверть, стр. 137.

これは辺境の場合とくにさむじなしく。

- ④ E. П. Заворотная, указ. соч., стр. 165-166. 一七二五—二七年の法令には「逃亡者並びに旅券をもたない者を」工場に入れないよう」とある。

- ⑤ Хрестоматия по истории СССР, том 2, Москва, 1953, стр. 158-159. 一七三六年に、それまで工場に働いていた全熟練労働者を工場に緊縛する旨の法令が出されたが、これは逃亡者を工場に安全に保持出来るように要求したモスクワの工場主の請願によるものである。

- ⑥ Очерки истории СССР, 18 в. первая четверть, стр. 122-123. たとえば、一七二二年・七月二日には一時的に逃亡者を工場におくことを政府は認めてゐる。

- ⑦ Очерки истории СССР, 18 в. первая четверть, стр. 175. ラドガ運河の建設には二〜三千人の農民が徴募されたが、この際、農民は抑留されたり、不自由な状態におとされたりすることはないと約束している。

三

三〇年代末から六〇年代末にかけてのモスクワへの農民の進出の過程では、多数の農民出身雇傭労働者及び若干の農民資本家の分出が見受けられる。

まず、この時期のモスクワの軽工業マニユファクチュア

で働いていた雇傭労働者六三六六人（出身不明の者三人を含む。なお、織物工業には四九八八人〓七八・三%）の構成では、前の資料と比べて、都市住民の比重の低落（五三四人〓八・五%）にかわつて農民の進出（五三二二人〓八三・六%）が特徴的である。農民出身者内部の構成も大きく変化し、ここでは地主領農民が二七〇六人（五〇・九%）で首位に立ち、これに地主の下僕四八九人（九・二%）をあわせると三一九五人（六〇・一%）となる。ついで修道院領農民一二三三人（二三・一%）、皇室領農民八七八人（一六・五%）およびその他一六人（〇・三%）の順となる^①。これらの農民の中でモスクワ郡出身者が過半数を占めていたことはさきに見た通りである。このことはモスクワに近接しているという事情が労働力の販売によつて生活しうるグループを生みだしえたことによるといふことができる。

- ① A. П. Дороненко, указ. соч., стр. 164.

次に農民層内部での農民企業家、とくにマニユファクチュア主出現の問題をとりあげなければならない。十八世紀二〇〜七〇年代の時期については、たとえば、皇室領農民出身の工場主としてはテー・テフ・カラムィシエフのよう

に、一七二二年に織機一四〇台と労働者四八〇人をもち、生産された帆布を遠く海外にまで売りさばっていたことなどをあげることができるが、十八世紀前半の時期では、一般に農民がマニユファクチュア主になることは農奴制支配との関連できわめて困難なものがあつたのである。また当時のマニユファクチュア主の多くは商人身分に属し、かつ商工業活動の独占をかねて主張してきたことから、この点では極めて敵対的な態度を示し、政府に向つて農民企業への圧迫を要求するに至つた。この動きは、農民を自己の財政的その他の基盤として緊縛しようとする政府の方針と一致して、ここに農民企業に対する圧迫が強化されてくる。すなわち、一七二〇年代から五〇年代にかけての一連の禁令（農村に住む農民の都市での取引権の喪失にはじまつて、「眞の工業家」以外による工業製品の製造禁止に至る）がこのことを証明する。

こうした事情から三〇年代以後の農民工業の展開に関する考察の重点は「法令なし」企業におかれることになる（当時、新工場設立に際しては個々の場合について政府の法令

を必要とした）。そしてこれは農民の中からいわば自生的に生れたもので、かつ政府の工業規制の外にあるもぐりの工場であつた。

この種の農民企業は早くも二〇年代のモスクワに存在していたのであるが、この間の事情は一七二四年五月に提出されたモスクワのラシャ工場主ウラジーミル・シチェゴリンおよび同じくイワン・ソポリコフの嘆願書に見ることができ。すなわち、「モスクワには多くの小さな手工業者が現われてきており、借家や自分の家に法令によることなく勝手に一〜二〜三台の織機をもつていて、カラゼヤを我流で織り、親方によつてではなく一人で小さな容器にいられてサンダルだけで染めあげている…そしてこの手織のカラゼヤを榨や圧搾機による仕上げをせずに、ごく少量を：一アルシンにつき五乃至六ジェニガあて割引きした値段で売つて」いる（一アルシンは七一・一二センチ。一ジェニガは半コペイカにあたる）と述べてあることから、当時での普及の状態が推察できる。その後の時期における小生産のひろがりの大体的様子は、一七三九年にモスクワで逮捕された「法令なし」生産者達に対する訊問書の中に示されている。逮捕

された企業主アンナ・スピリドノヴァのもとで働いていた労働者の一人、ダニロ・ヴァシリエフの場合を例にとろう^④。彼は一七〇九年にヴォログダからモスクワへやつて来て、「自らの願望によつて……商人イヴァン・ヴァシリエフのもとへモール織の習得に赴き」、そこで「十五年間」修業した。その後、メシチンスカヤ郊外村^{スホボダ}に行つて、そこで「自分でモール製造を行ない、ついで「一七七八年には、彼、ダニロは、自分の願望でマールィエ・ルジニッキーにおいて商人に登録され、モールを自分で十五年間つくつた。そして一七三六年には彼、ダニロは、モールを織るために、自分の願望で」ポクロフスコエ村にあるアフォナシア・ルーキンの絹工場に赴いて、「そこで彼は二年間モールを織つた」。ルーキンのもとを去つて後はモスクワの住民となり、そこであらゆる雑役労働に従事していたが、「この一七三九年八月に、彼、ダニロは、モールを織るために未亡人アンナ・スピリドヴァのもとに赴いた」のであつた。

この資料では、十八世紀前半には労働者が各地を転々しても、どこかで新しい職場が見つかるほど、何らかの工場が普及していたという事実を示している。さらにまた、自

己の居住地を去つた者達が工場にはいつて、そこで何か技能を身につけて、その後は一定期間、自ら生産を営んでいたということも見逃してはならない。こうした小経営が先のべたシチェゴリンらの嘆願書の中に述べられているもぐりの生産者にあたりと推定される。今後これらの生産者のある者たちは没落して労働者となり、少数のある者達は農民ブルジョアジーとして成長をとげていくであろう。

それはさておき、ここでは「法令なし」生産の規模についてふれておく必要がある。さきにあげた一七三九年八月、モスクワで逮捕された生産者達の場合はその生産が概して小規模なことが特徴的である。すなわち、

(一) アンナ・スピリドノヴァ（地主領貢租農民の妻）はモール織機三台と雇傭労働者三人。

(二) アルタモン・ルキヤーノフ（修道院領農民）はモール織機三台と雇傭労働者三人。

(三) シェメン・アンドリェエフ（皇室領農民）はモール織機四台と雇傭労働者四人。

(四) アルタモン・クラシーリニコフ（商人）はモール織機一台。

この資料だけでは、当時の「法令なし」生産の規模を断定できないにしても、前の資料ともあわせて考えた場合、三〇年代末では、一応小生産段階にとどまつていたということができよう。

この「法令なし」生産の発展は、政府の規制外にあるため租税をのがれることができ、かつ巨額の施設投資を要しないことによるのであり、この点で「法令」工場主たちの大きな脅威となつた。たとえば、一七四六年、「法令」工場主たちが「法令なし」生産の禁止を要求する理由として次のようにいつている。「法令なし」生産者たちが「かくれた場所において生産された商品をやすく売つてゐる」のに対して、「法令」工場では、かかる粗悪な商品をつくるにしても、こんなにやすく売ることはいできない。なぜならば、「工場主は工場のために建物を建て、すくなからぬ原料や資材を準備して、それらすべてにかなりの資本をつかうのであり、若干の工場では借金に対して利子さえ支払つてゐる」と。^⑩

しかし、工場主達が本当に脅威を感じたのは、実は、彼らの工場の労働者が工場の品物をうばつて「逃亡し、それ

を『法令なし』工場の生産者に売り」、逃亡後は「すくなからぬ工場資本への出費によつて訓練された技術」でもつて、「法令なし」工場で「生産してゐる」という事実^⑪によつて、このことは、後述する当時の労働力不足の事情にさらに拍車をかけるものとなつたという点にあつたのである。かくて、ここでは、工場で技能を身につけた労働者が「法令なし」企業で自らの生産をはじめている様子がうかがわれるのであり、ここから十八世紀前半のモスクワのマニュファクチュアは出稼ぎ農民にとつて、いわば学校の役割をはたしていたということができよう。

このような小生産の発展は、三〇年代末から四〇年代にかけて、工場主達をして「色々な身分の人々が工場を建て、そこに工場からその労働者をおびき寄せてゐる。そこから若干の工場はその器具とつくられた商品をもつたまま休止の状態にある」といわしむるにまで至つたのである。

この動きに対して、政府は「法令」工場主の要求によつて、「法令なし」生産への圧迫をつづけていくのであり、政府はまず一七三九年七月二五日、モスクワにおいて法令によることなく工場をたててゐる者に対しては「彼らの工

場でつくられた商品及び器具を没収することによつて罰し、かつ彼らから取り上げられた器具は『法令なし』工場主をさがすのに大きな努力をした『法令』工場の所有者に引きわたす^⑧ことを決め、さらに一七四六年にはこれに加えて「第一回目の留置に対しては二五ルーブリ、第二回目に対しては五〇ルーブリ、第三回目に対しては一〇〇ルーブリを国庫にとりたてる」旨、警告を出すに至つてゐる^⑨。

他方、こうした庄迫の中で、「法令なし」企業は、その後も発展をつづけて行き、たとえば、一七六四年六月四日にはモスクワ近郊ポクロフスコエ村（皇室領）において権力に対する公然たる抵抗さえ発生を見るのである。この場合、密告にもとずいて警邏隊が同村に出勤し、「法令なし」生産者を逮捕・連行しての帰途、「きわめて多くの群衆が棍棒や石をもつて走り集まり、警邏隊にめちやくちやにおそいかかつて、めざす生産者並びに梳毛糸と羊毛のはいつた袋を兵士からうばいとつた」上で、「密告者を死に瀕するほどなぐりつけて頭を割り……」、警邏隊も「辛うじて逃れることができた」のであつた^⑩。

結局のところ、政府は「法令なし」生産の公認に努力し、

地主もまた農民の商工業活動の自由を認めることによつて自己の収入増加を農民の商工業からの貢租に求める方向に転換し、かくて両者は共に、あくまで商工業独占を主張する商人をおさえて、農民工業の自由を実現するにいたつた^⑪。一七六九年九月十日の法令（モスクワ及び、その近郊での「法令なし」生産の合法化）には、つまり、一七七五年六月二八日の法令（完全な自由獲得）に至る一連の措置はこうして打ち出されてくるのである^⑫。

ところで六〇〜七〇年代にかけて、吾々は農民工業の展開の状況についてのやや包括的な資料をもつことができる。これは、工業の自由布告に際して政府が織機一台につき二ルーブリの納付と引き換えで交付した許可証を被交付者の織機所有台数により分類したものであるが、発行数の最も多かつた一七七三年について見ると次表のようになる^⑬。ここではもちろん、圧倒的多数が一〜二台の所有者であることは明らかであるが、すでに一〇〜二〇台の間の所有者もかなりの数にのぼるのであり、農村でのブルジョアジー形成の過程がかなり進行していたものと見て差支えあるまい。今のところ、十八世紀のロシアにおいて、織機何台からの

許可証被交付者についての織機所有による分類																				合計
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
127	199	148	113	82	55	37	30	17	9	1	1	1	3	—	—	—	1	—	1	
																				819

企業が労働の分業を採用するマニユファクチュア型の企業とよび得るかを規定することは困難であるが、織機九〜一〇台以上をもつ企業をマニユファクチュアと考えても、それほど誤つてはいないだろう。たとえば、農民イヴァン・メドヴェジエフの場合、四つの部屋に頸巾織機二台・リボン織機七台、計九台の織機の外に、経糸製造機二台・絹まき機二台、糸巻き四〇〜六〇個をもつ、染色を除いて、紡糸から織布に至る全行程の作業が行われていた。

① С. И. Волков. Крестьяне дворянских владений Московской в середине 18 в., стр. 68-73. (その他、キヌタマ近郊皇室領農村出身者としてはヴァンリ・ザイツェフ(皮革工場主)、アー・カー・グリャメンシチョフ(陶器工場主)、シェメン・ポリヤンスキー(絹工場主)などあげることができぬ。

② Ф. Я. Долженкин. Экономический строй мануфактуры в России 18 века, Москва, 1956, стр. 206-

213. 合法的な工場は在庫に製品納入の義務を負い、労働者数・生産規模などについて規制をうけた。とくに農民の場合は後述する農民企業庄迫下にあつて、資本家になる道はきわめてせまらぬであつた。

③ В. Н. Вернадский. Крепостническое и капиталистическое предпринимательство в третьей четверти 18 в., сборник статей, "Вопросы генезиса капитализма в России", Ленинград, 1960, стр. 115-116. 織物工場主の中では十八世紀第二・四半期で商人が七九人中六九人を占める。

④ М. Я. Волков. Омена внутренних таможен в России, Итерия СССР, 1957, 2, стр. 82-83.

⑤ С. И. Волков. Крестьяне дворянских владений..., стр. 84-85. 一七二二年には農村に住む農民・手工業者が都市での取引権を失い、一七二三年には都市に登録されていない皇室領農民を以前の住地へもどすことが定められた。さらに一七三一年には港での取引権を、一七三二〜三四年にはランシヤ製造の権利を失ふ、五〇年代に至る。

⑥ И. В. Мещанин. Гетсимильная промывальность крестьян Московской губернии в 18 и первой половине 19 века, стр. 54.

⑦ 斜めに糸がはいつていて、こびつした目の粗い毛織物。主に赤色で裏地につかう。

⑧ その樹皮から染料をとり得る樹木の一種で、赤色または青色をくぐることができぬ。

⑨ И. В. Мещанин. Материалы по истории крестьянской про-

Министерств, Том 2, стр. 66-74. 「法令なし」企業彈圧に關する史料は一七三九年にうつてのそれが最初のものである。

⑩ Там же, стр. 68-69. ⑪ Там же, стр. 66-67.

⑫ Там же, стр. 104. ⑬ Там же.

⑭ Там же, стр. 72. ⑮ Там же, стр. 71-72.

⑯ Там же, стр. 73. ⑰ Там же, стр. 85-89.

⑱ П. И. Лященко. История народного хозяйства СССР, том 1, стр. 410-412.

⑲ И. В. Мещанин. Текстильная промышленность крестьян Московской губернии в 18 и первой половине 19 века, стр. 69-72.

⑳ Там же, стр. 82.

㉑ А. М. Разгон. Мехоловарное производство во второй половине 18 в. и генезис капиталистической мануфактуры. «История СССР», 1959, 6, стр. 80. ইউআন'ভো村の場合には雇傭労働者五〜十人の織物企業においても、労働の分業は存在してゐた。

㉒ И. В. Мещанин. Текстильная промышленность... стр. 83-84.

四

これまで見てきた労働力市場形成の状態、農民層内部での雇傭労働者・マニユファクチュア主の出現、これらすべての問題はロシア封建社会の胎内での資本主義的諸關係の

發展に關するものであつた。事實、一七二五年から一七五〇年代に至る間の織物工場の發展の状況を辿つてみると、工場の毎年の増加数こそ一七二六〜一七三九年の間は年間二・三五、一七四〇〜一七四九年に二・九と大きな変化がないように見えるが、閉鎖数は年を追つて減少の傾向を示し、企業は安定性を加えてきてゐる(次表参照)^①。さらに、労働者総数に關しても一七二五年の一四四三六人から一七五〇年には二七三一五人に(この二五年間に毎年二七五・三人の増加)、このち労働者総数は六〇年代末には三九三六一人(五〇年代及び六〇年代の年増加は六〇二・三人)と大きな成長を見せてくるのである。^②

ところで、このような工業の發展が実は農奴制度の深刻な影響のもとでなされたと言う事情をとくにここでは注意する必要がある。以下、労働者構成についての考察の中でこの点を明らかにしていきたい。

すでに述べたように、一七二五年以後の時期において労働者総数はその増加を示しているのであるが、この増加の内容は、自由雇傭労働者数の増加とならんで、なお、農奴制的隷属の刻印をもつ強制労働者のそれによるものであつ

工部 業門	1725年に 存在した 数	1750年にお いて		1726~17 39年の発 生数	1750年にお いて		1740~17 49年の発 生数	1750年にお いて		1750年に 存在した 数
		閉鎖	営業		閉鎖	営業		閉鎖	営業	
麻 絹 ラシヤ	14	5	9	12	3	9	22	2	20	38
	13	5	8	13	3	10	7	1	6	24
	14	6	8	8	3	5	—	—	—	13
計	41	16	25	33	9	24	29	3	26	75

た。すなわち、一七五〇年の労働者数二七三一五人の中で強制労働者数は二二三九人（四七・〇％）にのぼり、この比率は十九世紀初頭においても大きな変化を示さず、一〇四一四一人の中で四五六〇四人（四三・八％）となつてゐる。^④

例を絹工業にとつて見よう。

この工業部門は、ロシアでは十八世紀初においてはじめて発生し、大都市に集中すると同時に（一七六五年の工場数五五の中で都市に四八、とくにモスクワに三〇が存在）、工場主の構成がきわめて商人的である点において、^④およそ農奴制とはもつとも縁遠いもののような観を与える。ここでは、一七一四〜四〇年に建設

された工場は全部で十三を数え、そのすべてが農奴占有工場であつたが、四〇年代以後、工場建設のテンポが早くなるにつれて、雇傭労働に依拠する工場が現われてくる。すなわち、一七六五年では工場数五五の中で、農奴占有工場は三〇を占め、その他は自由雇傭労働に依拠する工場であつた。^⑤もちろん、農奴占有工場の全部が全く雇傭労働を採用しなかつたわけではなく、部分的にしる、かなりの雇傭労働者が工場で働いていたのであり、なんらの雇傭労働を採用しなかつた農奴占有工場数は六にとどまる。^⑤この点、

企業数についての考察だけでは不十分なので、次に労働者構成を検討して見る必要がある。一七六七年当時、絹工場で働いていた労働者総数は六五二二人（両性）であつたが、農奴占有工場については五五五一人（両性、八・五二％）であつた。この農奴占有工場にいた五五五一人の中で、工場に緊縛された強制労働者は三七〇五人（六六・七％）を占めるのであり、ここでの雇傭労働者数は一八四六人（三三・三％）にすぎない。一方、雇傭労働だけを使用する工場の労働者数は九七一人（六五二二人から五五五一人を差引いた分）であるところから、雇傭労働者の総数は二八一七人となる。

かくて、一七六七年の絹工業の場合、強制労働者は六五二人の中で三七〇五人（六六・七％）を占めるといふ有様であつた。^⑦

それでは当時の工場主達はいかなる理由によつて、かくも強く強制労働に対する依存を示したのであろうか。

この点については、まず第一に、当時における労働力不足の事情を見ていかなければならない。労働力不足は多くの農民が地主・国家の権力下にあつて土地に緊縛されている限りにおいて必然であつた。とくにピョートル一世による人頭税課税にともない、国家権力による住民の個別的把握が意図されている時期にあつては、逃亡者を工場におくことが困難であつたばかりでなく、農民の出稼ぎさえ、制限されたことはさきに見た通りであつた。さらに、地主は農民の出稼ぎに対しては、疑いの目をもつてこれを見つめていたのであり、こうした事情のもとでは、労働力不足は工場主にとっては深刻な問題となってきたのである。かくして、工場施設の遊休はもとより（たとえば、モスクワ県セルプーホフ市の商人キシキンの帆布工場では一七七三年、織機二二七台の中で一一〇台が遊休）、^⑧労働力不足の理由で自ら工場閉鎖

を願ひ出ることさえあつた（一七五五年、モスクワの商人、アー・クルジエーフニコフ及び同じくアー・ペトロフの場合）。^⑨したがつて、工場主達が、自らのもとで安心して使える労働者として強制労働者を重視したのは、全く当然のことであつた。

ところで、十八世紀に見られる工場主の強制労働者への依存は、単に労働力の不足にだけ由来するものではなかつた。十八世紀中葉に至り、農民の都市・工場進出はようやく大きな比重を示してくるとともに、雇傭労働者に全面的に依拠する可能性がでてくるように見えるのであるが、にも拘らず、一七六〇年代初のモスクワ軽工業では雇傭労働者は三三％以上を占めるにとどまり、六〇年代中頃までに三六九一人が工場主によつて買われている。^⑩したがつて、次に、当時の自由雇傭労働者の性格を検討する中で、当時における強制労働者の役割を明らかにしていく必要があるう。

いうまでもなく、地主支配下の農村において、農民が合法的に工場で働き得る条件としてはなによりもまず、貨幣地代の普及があげられる。この場合、出稼ぎ農民『自由雇

傭労働者は、工場主に対しては自由雇傭的、地主に対しては貢租農民として隷屬的關係に立つという二面性をもつと同時に、反面においては彼らが土地との強いつながりをもつことを意味していたのであり、ここから、工場での労働が農業労働の季節性によつて左右されるという現象も出てくるのである。たとえば、ヤロスラヴリの工場主、イー・ザトラベズノフが、彼の工場にある六五一台の織機が年に数ヶ月は動いていないので、季節によつて課税額を變えるように請願した際に（一七六六年）、その理由として、彼の工場の「自由な雇傭者」（四〇〇人）は「春及び夏になると、穀作と村の仕事のために工場をはなれて行き、いかにしても彼らをひきとめることができない」ことをあげている。このような現象は十九世紀にも見受けられるのである。『マニュファクチュア及び商業の雜誌』一八三七年の特別号には、多くの企業で「四月及び五月に、その後は六月及び八月に人間がいなくなる。というのは、これらの月には労働者が村々に散らばっているから」とある。

このことは、長期間の工場滞在は逃亡を意味するところから、農民に交付される旅券が多く一年以内の短期間であ

つたという事情とあわせて、農民の工場での労働に恒常的な性格をもたせることを困難なものとしたのであり、ここから当時の工場主達は工場での恒常的労働者（一定の熟練をもつ）を出稼ぎ農民に自由雇傭労働者に見出すことができず、強制労働への志向を強化せざるをえなかつたのである。そしてまた、この志向が、今は逆に工場主による雇傭労働者の工場緊縛という方向をとらせていくのである。たとえば五年も十年もの長期にわたる雇傭契約、さらには労働者の永久雇傭契約がそうである。

より具体的には、一七三八年三月十日にモスクワ近郊皇室領ポクロフスコエ村で建設された皇室領農民、エス・ポリヤンスキーの絹工場において労働者十一人の契約書に見られる次の諸特徴がこのことを如実にものがたつている。

(一)雇傭契約期間が長期にわたること（二年—二人、三年—二人、四年—二人、五人—四人、六年—一人）、契約期間中に工場を去ることの禁止、違反に際しての連帯保証人の責任、契約期間終了後の貸金支払い、が明記されている。

(二)工場主に対する労働者の関係はきわめて隷屬的であり、飲酒の禁止、外部との交際の制限、器物・資材破損の場合の弁償など

が規定されている。

いずれにしても、この時期では、生産過程への結合という点で、強制労働が自由雇傭労働に優越していたのであり、このことから、自由雇傭労働もまた、それは恒常的性格を帯びようとする限りにおいて、強制労働に近接してくるものといつて差支えあるまい。ともあれ、たとえば、絹工場においては、強制労働者の中に労働経歴一二年、二〇年にも及ぶ基幹熟練労働者が存在したのであり、六〇年代の二〇の絹工場での親方三五人の中で、雇傭労働者九人、外国人三人以外はすべて強制労働者であつたという事実は、生産過程における強制労働の優越を明らかに物語っている。そこで次には、十八世紀ロシアの強制労働者とはいかなるものかを見ていかなければならぬ。

- ① очерки истории СССР, 18 в. вторая половина, стр. 113.
- ② В. К. Мудников. Основные этапы развития капитализма в России, Петрови СССР, 1958, 5, стр. 72.
- ③ Там же.
- ④ К. А. Пажитнов. Очерки истории текстильной промышленности стн Королевичиной России, хлониногоУдальца, льно-леньякова и шелковад промышленности. Москва, 1958, стр. 304.

Ч. Г. Володарская. Народный труд на шелковых посециях в 60-х годах 18 в. сборник статей, "Вопросы развития капитализма в России", стр. 120-122.

⑤ Ч. Г. Володарская. указ. соч., стр. 120.

⑥ Там же, стр. 129.

⑦ Там же, стр. 133-134.

⑧ Очерки истории СССР, 18 в. вторая половина, стр. 128-129. 貴族はマートン一世の死後、旅券をもち場合でも農民を官管工場に採用することを禁止する法令を出させることに成功した。場合によつては、旅券に、工場に入れないようにと書く地主もいた。

⑨ Ф. Я. Полянский. Первоначальное накопление капитала в России, стр. 283.

⑩ Там же, стр. 259-260.

⑪ А. П. Дорошенко. Рабочая сила в указанной легкой промышленности... стр. 160-161.

⑫ Ф. Я. Полянский. Первоначальное накопление капитала в России, стр. 267.

⑬ Там же.

⑭ Е. И. Заозерская. Бегство и отход крестьян в первую половину 18 в., стр. 184.

⑮ Ф. Я. Полянский. указ. соч., стр. 295. 一七三八年、ウグリツカヤ製紙工場主マートンと彼の労働者との契約がなされた。

①⑥ Там же. 一七四三年、絹工場主ストラツェフとモンチャルス
カヤ郊外村の住民ヘレンキンとの契約がこの例である。

①⑦ И. В. Мемлин. Материалы по истории крепостничества по-
малороссии, том 2, стр. 302-305.

①⑧ У. Л. Борогаторан. Указ. соул., стр. 125.

強制労働者の最初の形態はすでに十七世紀に現われてく
る「登録された」者（農民）である。これは法令によつて
村落全体が工場に登録（緊縛）されて、国税額に相当する
労働分を工場で働くものとされた。この制度は、一方では
国庫収入の確保、他方では工場主のための労働力の保証と
いう二重の役割をはたすことを目的としていたのであるが、
この場合工場主は農民の経営の内部にまでは干渉できなかつたので、工場に緊縛されているとはいつても、工場主と
農民との関係は地主と農民のそれとは異つていた。かつま
た、労働形態の使用は、もつばら薪・鉱石などの採取・運
搬といつた補助労働を多く必要とする工業部門（とくに鉱
業）に限られ、都市工業においては殆んど利用価値のない
ものであつた。①⑨

ところで、工場主達（とくに大都市の）が最も強く要求し
たのは、農民を買いとつて工場の生産過程に緊縛すること

であつた。かくして出されたのが、一七二一年一月十八日
の法令であり、これによつて商人身分の工場主にも、農村
（土地と農民）の購入を許可されたのである。この場合、商
人の土地・農奴所有は貴族の独占権を侵害するものであつ
たので、これは工場と農村との不可分、つまり、農民の工
場主ではなく工場への緊縛、土地及び農民を工場と切りは
なして売却したり、抵当に入れたりすることの禁止、を条
件とするものであつた。①④ 実際には、工場主達は大都市周辺
で適当な村を見つけることができず、このため、この法令
はそれほど大きな効果を發揮しえなかつた。すなわち、十
八世紀二〇年代では、農民購入はまだ稀な現象であつたの
であり、このことはその後一七三六年前の時期でのモスク
ワの軽工業マニユファクチュア労働者の場合においてもい
うことができる（労働者数四〇三四人の中で、工場主自身の農奴
は三五人、「買われた」者は五四人を占めたにすぎない）。二〇〜
三〇年代の時期は、すでに見てきたように、雇傭労働者に
依拠する度合いが大であつたといふことができよう。

さらにまた、この二〇〜三〇年代の時期は、貴族地主が
自己の農奴所有独占権の回復を意図し、これが住民緊縛に

ついでに国家的志向とからみ合つて、農民の離村をいじしく困難としてきたのである。こうした事情のもとでは、工場主たちは出稼ぎ農民や逃亡者を雇傭労働者として工場に採用することを妨げられ、労働力不足、とくに恒常的労働力のそれは深刻な問題となつてあらわれてくる。この点

で、一七三六年一月六日の法令は、諸工場では「親方・職人・徒弟及び労働者が不足」の状態にあり、かつまた長年にわたつて工場主達が養成した労働者が逃亡農民であるために、その罰金で「事態を困難なものにし、損害を受けている」というモスクワの工場主達の請願を政府が確認し、その解決をはかつたものであつた。^⑦ この法令は、一方では、土地つきでの農民購入を禁止して地主の要求を満足させているが（事実上、一七二二年の法令は都市の工場主には効果の乏しいものであつた）、他方では、「今日まで工場にいて」工場に關係のある「何らかの技能を習得した者」（熟練労働者）は、一人につき五〇ルーブリの代償を工場主が地主に支払うことを条件として、「永久に工場に附屬する」旨を布告している（この場合、逃亡に対しては警察的手段でもつて工場に連れ帰ると規定してある）。このようにして工場に緊縛された

熟練労働者を「永久に、譲渡された職工」とよぶ。かくてここに、ロシアにおける強制労働者の三つのカテゴリー、「登録された」者・「買われた」者・「永久に譲渡された職工」が成立したのである。

しかし、三六年の法令によつてすべてが解決されたわけではなかつた。この法令は三六年以後に発生した工場ならびに以後の時期にやつてきた労働者には適用されず、また土地をもたない農民を見つけて買うことは決して容易なことではなかつたのである。^⑧ かくて、一七四四年七月二七日の法令では、再び村落全体の購入も許可されてくるのであるが、このことは一七二一年の法令に單純に復歸したことを意味するものではなく、土地經營をもたない労働者（とくに一人者）が、政府にとつては反乱の温床として危険な存在であり、また工場からの逃亡の可能性も大きくなるという点にもとづくものであつた。^⑨ なお、この際、過去には農民購入の権利を認められなかつたような小規模な工場主^⑩にまで農民購入が許されたことは、工業の發展と相まつて、農民の買い取りをかなり広汎な規模を現出する結果をもたらしした。すなわち、一七四二年から六二年に至る間

に七二三の購入許可が与えられたが、それは人数にして土地つき、四八二四〇人、土地なし、三三三五五人、土地つきと土地なしの者の比は一四・八対一の割合となる。この場合、土地なしの農民はその全部が、土地つきの農民はその一部が工場で働いていた。なお、「買われた」者の中で工場で働くことができるのは、その二五%と規定されてあつたが、これを越える場合も見受けられる。たとえば、一七六七年の絹工場の場合、三六三〇人（「買われた」者）の中で一二一七人（三三・五%）が工場で働いていた。このことは「買われた」農民を工場の生産過程にできるだけ結合させようとする工場主の志向の現われということができよう。

こうした農民購入の傾向は、一七六二年三月二九日のピョートル三世の法令発布時までつづいた。この法令において、工場主たちは「土地つき及び土地なしで」の農民購入を禁止され、今後の工場での労働は旅券をもつ雇傭労働者に依拠するように、と命令されている。^①このことは、貴族の農奴独占への要求の現われであると同時に、十八世紀後半では、すでに雇傭労働者の出現がかなり大規模になつてきたことを示すものでもあろう。

しかし、一七六二年以後、直ちに強制労働が衰えを見せてきたわけではなかつた。それまでに工場にいた強制労働者についてはその保持が認められたばかりでなく、個々の場合についても、この後も農民の工場緊縛は行われていた強のである。^②さらに、工場主たちもまた強制労働に対する渴望を完全に放棄したわけではなかつた。たとえば、モスクワのラシャ工場主ベー・グリベンシチコフは、彼の工場で働いている雇傭労働者に全面的に依存できない理由を次のようにいつている。「雇傭者はよそ者であるので、農奴ほど従順」でも、「農奴ほど熱心ではなく、ただ自分がどの位の雇傭賃金を受けとるかだけを注意している」と。^③

以上で、十八世紀における労働者の性格についての考察を終るが、結局のところ、それは農奴制の支配下の当時にあつては何らかの形で強制労働の色彩を伴うものであり、このことによつてはじめて、工場での基本的生産過程との結合を密接なものとすることができたのであつた。

① Орехов историч. СССР, 17 в. стр. 90.

② Ф. П. Подвигин. Экономический строй мануфактур в

ロシア 18 年表, 頁. 186.

③ 農奴制の歴史 СССР, 18 年表, 頁. 131.

④ 農奴制の歴史 СССР, 第 2 巻, モスクワ, 1953 年, 頁. 23-24.

⑤ Ф. Я. Подлеский. Первоначальное накопление капитала в России, 頁. 349. 一七二七年の工業一覽表には、「マニファクトリア主は土地・農民の購入が許可されず、「今迄通り生産し、職工を自分の費用で養つてらる」とある」

⑥ А. П. Доромехо. указ. соч., 頁. 148-149.

⑦ 農奴制の歴史 СССР, 第 2 巻, 頁. 158-159.

⑧ 農奴制の歴史 СССР, 18 年表, 頁. 133.

⑨ 同, 頁. 134.

⑩ 農奴制の歴史 СССР, 第 2 巻, 頁. 24, Ф. Я. Подлеский. Первоначальное накопление капитала в России, 頁. 354. 四〇人以下の農民購入がひんばんに見られるのは四〇～五〇年代のことである。

⑪ Ф. Я. Подлеский. указ. соч., 頁. 359.

⑫ Ч. Г. Володарская. указ. соч., 頁. 123-124.

⑬ 同, 頁.

⑭ 農奴制の歴史 СССР, 18 年表, 頁. 114.

⑮ 同, 頁.

⑯ П. Я. Подлеский. Первоначальное накопление капитала в России, 頁. 359.

結 論

十八世紀第二・四半期のロシアにおいてはなお、強固に農奴制度が支配していたが、その中であつて、農民の土地からの分離過程は漸次進行していき、十八世紀中頃には、農民はモスクワ輕工業での雇傭労働者の主要部分を占めるに至つた。これと同時に、マニファクトリアにおいて先進的技術を学んだ小生産者（とくに農民）は三〇年代以後、次第に独立生産者としての地歩を固め、若干のブルジョアの分子をも生みだしていつたのである。

ところで、ロシア工業発展途上に見られる特殊性の一つは、これらの動きとやらんで強制的労働者の数が十八世紀末～十九世紀初まで絶對的に増加している点である。この点の解明をめぐつて、今日のソ連邦学会では、論争が展開されているが、強制的労働者の役割についての私見を述べれば次の通りになる。

このことは、窮極において直接生産者の生産手段からの分離（とくに農民の土地からの）の不充分なことに由来する。農民出身の自由雇傭労働者が反面において貢租農民として

の性格をもち、このために、土地から完全に分離して工場での恒常的労働者となることが困難であつたことから、十八世紀の強制労働者は、農民の大量的土地喪失が存在しない時期において、ようやく発展の方向を辿りつつあつたロシア工業にあつて、恒常的労働力の担い手となつたといえる。強制労働者が終局的に排除されていくのは、農民の土

地からの完全分離、雇傭労働者の世襲的性格の確立がほぼ実現する十八世紀末―十九世紀初頭以後のこととなる。したがつて、ロシア工業における強制労働者は、資本の本源的蓄積過程にあつて、過渡的な役割をはたしたものと見て差支えはあるまい。

Far East, and acted secretly in concert with the *Meiji* Government, with the hope of using the *Jiyu* Party of Japan as a tool. Based on the diplomatic documents of Japan and France, and a few of the important contemporary newspapers of Japan, I have studied this subject, with emphasis on the international relations between France and Japan in 1884. We cannot clearly understand the influence of Ferry's colonial policy in the Far East unless we search for the fundamental reasons behind it. In this paper, I have attempted to give some answers to this problem.

Serfdom and Capitalism in the Russian Light Industries

by

Tetsurô Aratake

In this article we will treat the development of the Russian light industries from the twenties to the sixties in the eighteenth century, with special reference to the movement of peasants into the city (Moscow), *i. e.* the formation of labour market.

In this period, a considerable number of employed labourers of peasants' origin had already appeared, and the peasantbourgeoisie had risen while many of free employed labourers in manufactures could not have the character of constant labour power, as they were serfdom in the close contact with land as a rent-peasant; till the second half of the nineteenth century when peasants generally lost their land, compulsory labourers subordinated to serfdom played a transitional part as the mainlabourers.

A Study on Hawaiian Revolution of 1893

by

Masaya Yamamoto

Hawaiian Revolution broke out with the assumption that Hawaii would be annexed to the United States. In American history,